

◎戦没者等の妻に対する特別給付金支

給法及び戦没者の父母等に対する特

別給付金支給法の一部を改正する法

律

(平成二五年六月一二日法律第四〇号)

一、提案理由(平成二五年三月一九日・衆議院厚生労働委 員会)

○田村国務大臣 たいま議題となりました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及び駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を説明いたします。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者の妻及び父母等に対しては、これまで特別給付金
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

として国債を継続して支給してきたところですが、これが最終償還を終えるため、今回、これらの方々に対し改めて特別給付金を支給することとし、関係の法律を改正するものであります。

以下、この法律案の内容について、その概要を説明いたします。

第一に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正です。これは、国債の最終償還を終えた戦没者等の妻に対し、特別給付金として、二百万円、十年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の措置を講ずるものです。

第二に、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正です。これは、国債の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、特別給付金として、百万円、五年償還の無利子の国債を改めて支給すること等の措置を講ずるものです。

……(略)……

以上が、二法案の提案理由及びその内容の概要です。
御審議の上、速やかに可決していただくことを願います。

二、衆議院厚生労働委員長報告(平成二五年四月四日)

○松本純君 たいま議題となりました両案について、厚生労働

働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の妻及び父母等に継続して支給してきた特別給付金国債が最終償還を終えるため、これらの者に改めて特別給付金を支給しようとするものであります。

.....(略).....

両案は、去る三月十九日日本委員会に付託され、同日田村厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日から質疑に入り、二十九日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党より、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案に対し、施行期日についての修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十五年三月二十九日)

○上野委員 たいま議題となりました戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及びみんなの党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、原案において「平成二十五年四月一日」となっている施行期日を「公布の日」に改め、平成二十五年四月一日から適用することであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

三、参議院厚生労働委員長報告(平成二十五年六月五日)

○武内則男君 たいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、前回支給された国債が最終償還を迎える戦没者

等の妻及び戦没者の父母等に対し、平成二十五年度以降も継続して特別給付金を支給すること等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行日を公布の日に改め、継続して支給する特別給付金に関する規定は、平成二十五年四月一日から適用する旨の修正が行われております。

委員会におきましては、特別給付金の受給手続の周知方策、特別給付金の受給権に係る時効撤廃の必要性等について質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。